

「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」に係る
福岡県推薦事業所選定要領

1 目的

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とした「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」へ福岡県から推薦する事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 被推薦候補者の推薦

県が実施する公募に自薦した事業者、市町村長及び事業者団体の長から推薦のあった事業者、並びに厚生労働省が実施する公募に自薦した事業者であって、厚生労働省から申請内容に不備がないとして、県に申請書類の送付があった事業者について、3に定める「福岡県推薦事業者評価基準」に基づき、推薦事業者を選定するものとする。

3 推薦事業者の評価基準

別紙1のとおりとする。

4 推薦期限

令和8年2月13日（金）

5 推薦書類

- (1) 「令和8年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」に係る事業所推薦書
- (2) 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣・厚生労働大臣表彰 応募書類
 - ア 応募書類の「2具体的な取組内容」の取組1から3までについて、以下の3つといずれかに該当する取組が表彰の対象となる。
 - (ア) 待遇改善 …事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組
 - (イ) 人材育成 …職員採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組
 - (ウ) 生産性向上…介護テクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

※ 取組は3つ記載できるが、応募書類における小分類の文頭に【】で示す分類（【待遇改善】【人材確保】【生産性向上】）はそれぞれ1つずつまでになるよう記載すること。（例えば、「【待遇改善】賃金水準の向上」の取組と「【待遇改善】時間外労働の削減」の取組をどちらも実施している場合、特に

優れた取組 1 つに絞って記載すること。)

また、【待遇改善】【人材確保】【生産性向上】のいずれかの取組のみの記載であっても差し支えないものとする。

※ 調書等の内容を補足するため、写真等の参考資料を添付することを可能とするが、1 事業所・施設等につき、10 ページを上限とする。

イ 応募書類の「2 具体的な取組内容」における「実効性」及び「持続性」は、複数の取組の実践を通じてその事業所・施設の全体に波及した効果について記載すること。

なお、取組が 1 つのみであっても、「実効性」及び「持続性」を記載すること。

(3) 関係法令遵守報告書

(4) 役員名簿

6 その他

- (1) 応募書類作成協力に係る経費、表彰式及び内閣総理大臣との意見交換会出席に係る経費については、事業所負担とする。
- (2) 提出された書類について、福岡県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、その内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、福岡県情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるので留意すること。
- (4) 福岡県から推薦された場合でも、国が実施する審査会において著しく不適当と判断された場合は、表彰されない場合があるので留意すること。
- (5) 推薦に当たり提出された資料等の内容に虚偽がある場合又は当該介護サービス事業所・施設等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合は、表彰の取消等が行われることがあるので留意すること。